

(仮称) 三種五城目風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）には森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された土砂流出防備保安林等が存在するほか、周辺には複数の住居が存在することから、専門家の意見等を踏まえ、本事業の実施による環境影響を回避又は低減するよう配慮すること。なお、意見聴取は複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (3) 今後の事業計画の検討に当たっては、地域住民等からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (4) 方法書においては、事業の位置・規模等を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (5) 想定区域周辺には、既設の風力発電所が存在することから、他事業者との情報共有に努め、本事業の実施による累積的な影響を回避又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

想定区域周辺には複数の住居が存在することから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、住居と風力発電機との距離を適切に確保する等により、本事業の実施に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類が生息する可能性があるほか、渡り鳥の集団飛来地である八郎潟干拓地が存在することから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、本事業の実施による鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 景観

想定区域周辺には複数の住居が存在することから、本事業の実施による日常生活の場からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等からの意見を踏まえ、配置を見直す等により、本事業の実施による日常生活の場からの景観への影響を回避又は低減するよう配慮すること。